

「令和6年能登半島地震」に係る国税の申告・納付等の 期限延長措置の石川県七尾市、羽咋郡志賀町における終了について

令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆様方に、心からお見舞いを申し上げます。

国税庁では、令和6年能登半島地震の発生に伴い、石川県・富山県に納税地のある方の申告・納付等の期限を延長する措置を講じました。

今般、次の地域に納税地があり、申告・納付等の義務のある方の令和6年1月1日から令和7年1月30日までに期限が到来する全ての国税の申告・納付等の期限を、令和7年1月31日（金）とすることといたしました。

都道府県名	地域
石川県	七尾市、羽咋郡志賀町

- ※1 石川県のうち、七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町及び鳳珠郡能登町を除く地域、並びに富山県に納税地がある方の、令和6年1月1日から令和6年7月30日までに期限が到来する全ての国税の申告・納付等の期限は令和6年7月31日（水）としています。
- ※2 石川県輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町又は鳳珠郡能登町に納税地がある方については、引き続き、申告・納付等の期限を延長する措置を講じております。

なお、振替納税をご利用の方の口座からの振替日は、次のとおりです。

- 1 申告所得税確定申告分：令和7年2月19日（水）
 - ※ 令和6年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額はないものとなりますので振替納税は行いません。
- 2 個人事業者の消費税（確定申告分、中間申告分、課税期間の特例分）：令和7年2月27日（木）

上記期限までに申告・納付等が困難な方へ

- 令和6年能登半島地震の影響により、期限までに申告・納付等ができない場合には、所轄税務署長に申請して承認を受けることにより、引き続き、期限延長措置を受けることが可能です。この手続は、申告等と同時に申請いただくことも可能ですので、状況が落ち着いてから最寄りの税務署にご相談いただくようお願いします。
- また、申告は可能であっても、令和6年能登半島地震により、財産に相当な損失を受けた方や、国税を一時に納付することが困難な方については、所轄税務署長に申請することにより、原則として1年以内の範囲で、納税の猶予を受けることができます。

○ご質問・ご不明な点は、国税相談専用ダイヤル（0570-00-5901）へお問い合わせください。

○災害に関する各種税制措置の詳細は、国税庁ホームページ「令和6年能登半島地震に関するお知らせ」などで随時お知らせする予定です。

